

七ヶ浜町地域防災計画 新旧対照表 (案)

[総則編]

令和5年 2月

七ヶ浜町防災会議

七ヶ浜町地域防災計画[総則編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (令和2年3月)	修正後	備考
1	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1節 目的 第2. 計画の性格 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、七ヶ浜町防災会議が策定する計画であり、七ヶ浜町_____防災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。</p> <p>第5. 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係 この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画との整合性を図り作成したものである。また、指定行政機関、指定公共機関の防災業務計画に抵触するものではない。 _____この計画は、七ヶ浜町が定める七ヶ浜町長期総合計画の基本理念・施策をふまえた計画であり、関連する七ヶ浜町震災復興計画や避難計画などの各種計画と連携する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p style="text-align: center;">第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 目的 第2. 計画の性格 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、七ヶ浜町防災会議が策定する計画であり、七ヶ浜町<u>の地域に係る</u>防災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。</p> <p>第5. 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係 この計画は、国の防災基本計画及び県の地域防災計画との整合性を図り作成したものであり、指定行政機関、指定公共機関の防災業務計画に抵触するものではない。 <u>また、</u>この計画は、七ヶ浜町が定める七ヶ浜町長期総合計画の基本理念・施策をふまえた計画であり、関連する七ヶ浜町震災復興計画や避難計画などの各種計画と連携する。</p> <p><u>なお、この計画における地震災害対策及び津波災害対策に関する事項は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、当該地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、当該地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図るための推進計画を兼ねるものであり、原子力災害対策に関する事項は、原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項の規定に基づき、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を順守するものとする。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

2	<p style="text-align: center;">《計画の位置づけ》</p>	<p style="text-align: center;">《計画の位置づけ》</p>	表現の適正化
3	<p>第2節 防災に関する組織と実施責任 第2. 実施機関 2. 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、七ヶ浜町の活動が円滑に行われるよう _____ 協力、指導、助言する。</p>	<p>第2節 防災に関する組織と実施責任 第2. 実施機関 2. 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して、防災活動を実施するとともに、七ヶ浜町の活動が円滑に行われるよう <u>支援</u>、協力、指導、助言する。</p>	記述の適正化
4	<p>5. 県 県は、災害対策基本法第4条の規定に基づき、市町村を包括する広域的地方公共団体として、 _____</p>	<p>5. 県 県は、災害対策基本法第4条の規定に基づき、市町村を包括する広域的地方公共団体として、<u>県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、自ら</u></p>	「宮城県地域防災計画」の修正

<p>自ら防災活動を実施し、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務及び又は業務を援助するとともに、その総合調整を行う。</p> <p>7. 住民</p> <p>住民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、住民一人ひとり、「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平時から地域、家庭、職場等で災害から身を守るために、積極的な取り組みに努める。</p> <hr/> <p>地域内の住民は、 それぞれの立場において防災に寄与するように努める。</p> <hr/> <p>(追加)</p>	<p>防災活動を実施し、町及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>7. 住民</p> <p>住民は、災害対策基本法第7条第2項の規定に基づき、住民一人ひとり、「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、災害に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平常時から地域、家庭、職場等で災害から身を守るために、積極的な取り組みに努める。</p> <p>また、3日分の食料や生活物資の備蓄、非常持出品の準備等、家庭での備え及び安全対策に努める。</p> <p>地域内の住民は、自主防災組織や防災訓練への参加、自発的な被災者の救助・救急活動への協力など、それぞれの立場において防災、減災に寄与するように努める。</p> <p>また、過去の災害から得られた教訓の伝承や災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与するよう努める。</p> <p>8. 企業</p> <p>企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化などに加え、災害時の緊急時に重要業務の継続・早期復旧を達成するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めることにより、予想被害からの事業復旧の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保を行うなど事業継続力の向上に努める。</p> <p>また、災害時における帰宅困難者対策として、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、平常時から積極的な広報や必要な物資の備蓄等に努める。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
--	--	--

5	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱</p> <p>第1. 七ヶ浜町</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>避難の指示、勧告及び___避難所___の開設</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱</p> <p>第1. 七ヶ浜町</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>避難情報の発令及び指定避難所等の開設</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(16) 原子力災害対策の実施</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
6	<p>第4. 指定地方行政機関</p> <p>1. 東北財務局</p> <p>(1) ___金融機関等に対する緊急措置の要請</p> <p>(2) 地方公共団体の災害復旧事業に関する<u>財政融資資金地方資金の貸付</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(3) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会い</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第4. 指定地方行政機関</p> <p>1. 東北財務局</p> <p>(1) <u>民間</u>金融機関等に対する緊急措置の要請</p> <p>(2) 地方公共団体の<u>災害対策事業、</u>災害復旧事業に関する<u>融資</u></p> <p><u>(3) 災害発生時における国有財産の無償貸与等要請</u></p> <p><u>(4) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定</u>の立会___</p> <p><u>(5) 財務局が講じた施策に関する被災者への情報提供</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
	<p>3. 東北農政局</p> <p>(略)</p> <p>(4) 土地改良資金・<u>農業経営維持安定</u>資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導</p> <p>(5) 土地改良機械(<u>応急ポンプ等</u>)の貸付及び指導</p> <p>(略)</p>	<p>3. 東北農政局</p> <p>(略)</p> <p>(4) 土地改良資金・<u>自作農維持</u>資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導</p> <p>(5) 土地改良機械___の貸付及び指導</p> <p>(略)</p>	<p>表現適正化</p>
7	<p>4. 東北経済産業局</p> <p>(1) <u>災害時における応急復旧資機材・生活必需物資等の需給対策</u></p> <p>(2) <u>災害時における物価安定対策</u></p> <p>(3) <u>被災商工業者に対する支援</u></p>	<p>4. 東北経済産業局</p> <p>(1) <u>災害時における工業用水道の応急復旧</u></p> <p>(2) <u>災害時における応急復旧資機材・生活必需物資等の需給対策</u></p> <p>(3) <u>産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

<p>5. 関東東北産業保安監督部東北支部</p> <p>(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策 <u>(追加)</u> <u>(2)</u> (略)</p>	<p>5. 関東東北産業保安監督部東北支部</p> <p>(1) 災害時における火薬類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策</p> <p><u>(2) 災害時における都市ガス及び電気施設等の応急復旧対策</u> <u>(3)</u> (略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
<p>6. 東北運輸局</p> <p>(1) 交通施設等の被害、公共交通機関運行___状況等に関する情報収集及び伝達 (略)</p>	<p>6. 東北運輸局</p> <p>(1) 交通施設等の被害、公共交通機関運行(<u>航</u>)状況等に関する情報収集及び伝達 (略)</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>7. 東京航空局仙台空港事務所</p> <p>(略)</p> <p>(2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用___</p>	<p>7. 東京航空局仙台空港事務所</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用の補助</u></p>	<p>表現の適正化</p>
<p>8. 宮城海上保安部</p> <p><u>(1) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持</u> <u>(2) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における援助</u> <u>(3) 海上災害に関する防災活動、指導、啓発及び訓練</u> <u>(4) 船舶交通に関する規制等海上交通の安全確保</u></p>	<p>8. 宮城海上保安部</p> <p><u>(1) 災害予防</u> <u>イ 防災訓練に関する事項</u> <u>ロ 海上防災講習会等啓発活動に関する事項</u> <u>ハ 調査研究に関する事項</u> <u>(2) 災害応急対策</u> <u>イ 警報等の伝達に関する事項</u> <u>ロ 情報の収集に関する事項</u> <u>ハ 活動体制の確立に関する事項</u> <u>ニ 海難救助等に関する事項</u> <u>ホ 緊急輸送に関する事項</u> <u>ヘ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項</u> <u>ト 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事項</u> <u>チ 流出油等の防除に関する事項</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

8	<p>9. 仙台管区气象台</p> <p>(1) 気象、地象、水象の観測<u>及び</u>その成果の収集<u>発表</u></p> <p>(2) <u>気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備</u></p> <p>(3) <u>気象・地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報、特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及び防災機関や報道機関を通じた住民への周知</u></p> <p>(4) <u>気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報</u></p> <p>(5) <u>町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力</u></p> <p><u>(6) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における町に対する気象状況の推移やその予想の解説等</u></p> <p><u>(7) 町、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動</u></p>	<p><u>リ 海上交通安全の確保に関する事項</u> <u>ヌ 警戒区域の設定に関する事項</u> <u>ル 治安の維持に関する事項</u> <u>ヲ 危険物の保安措置に関する事項</u> <u>(3) 災害復旧・復興対策</u></p> <p>9. 仙台管区气象台</p> <p>(1) 気象、地象、水象の観測<u>並びに</u>その成果の収集、<u>及び</u>発表</p> <p>(2) <u>気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</u></p> <p>(3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u></p> <p>(4) <u>県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u></p> <p>(5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
---	--	--	-----------------------

9	<p>10. 東北総合通信局</p> <p>(1) 放送・通信設備の耐災性確保の指導<u>に関すること</u></p> <p>(2) 災害時における重要通信確保のため、<u>非常通信体制の整備を図ること</u></p> <p>(3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置<u>を講じること</u></p> <p><u>(4) 非常通信に関すること</u></p>	<p>10. 東北総合通信局</p> <p>(1) 放送・通信設備の耐災性確保の指導_____</p> <p>(2) 災害時における重要通信確保のため<u>の非常通信体制の整備_____</u></p> <p>(3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置_____</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
	<p>11. 宮城労働力</p> <p><u>(1) 工場・事業所における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏洩の事故の確認</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) 労働基準法第33条_____による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過労防止の指導</u></p>	<p>11. 宮城労働力</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p><u>(3) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏えいの事故の確認</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 労働基準法第33条(昭和22年法律第49号)による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過労防止の指導</u></p>	
	<p>12. 東北地方整備局</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>12. 東北地方整備局</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 港湾施設の災害復旧事業の実施</u></p>	
<p>第5. 自衛隊（陸上自衛隊第22即応機動連隊）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害時における<u>救急医療</u>活動</p>	<p>第5. 自衛隊（陸上自衛隊第22即応機動連隊）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害時における<u>応急医療・救護</u>活動</p>		

10	<p>第6. 指定公共機関</p> <p>2. 日本赤十字社宮城県支部</p> <p>(略)</p> <p>(5) その他<u>災害救護</u>に必要な業務</p> <p>3. 日本放送協会仙台放送局</p> <p>(1) <u>地震・津波情報、災害情報等の放送</u></p> <p>4. <u>東北電力株式会社塩釜電力センター</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5. 郵便事業株式会社、<u>郵便局</u>株式会社（汐見台郵便局、菖蒲田郵便局、吉田浜郵便局）</p>	<p>第6. 指定公共機関</p> <p>2. 日本赤十字社宮城県支部</p> <p>(略)</p> <p>(5) その他<u>応急対応</u>に必要な業務</p> <p>3. 日本放送協会仙台放送局</p> <p>(1) <u>気象予報・警報、災害情報等の放送</u></p> <p>4. <u>東北電力(株)・東北電力ネットワーク(株)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) 県、関係市町及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力</u></p> <p>5. 郵便事業株式会社、<u>日本郵便</u>株式会社（汐見台郵便局、菖蒲田郵便局、吉田浜郵便局）</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
	<p>第7. 指定地方公共機関</p> <p>1. 各民間放送株式会社（テレビ放送各社、ラジオ放送各社）</p> <p>(1) <u>地震・津波情報、気象情報、災害情報等の放送</u> <u>(新設)</u></p> <p>2. <u>_____</u> 社団法人宮城県医師会</p> <p>3. <u>_____</u> 社団法人宮城県トラック協会塩釜支部</p> <p>4. <u>_____</u> 社団法人宮城県<u>エルピー</u>ガス協会<u>塩釜支部</u></p> <p>5. <u>宮城交通</u>株式会社<u>_____</u> 塩釜営業所</p> <p>(1) 災害時における緊急避難輸送<u>_____</u> (略)</p>	<p>第7. 指定地方公共機関</p> <p>1. 各民間放送株式会社（テレビ放送各社、ラジオ放送各社）</p> <p>(1) <u>_____</u> 災害情報等の放送 <u>(2) 原子力防災に係る知識の普及</u></p> <p>2. <u>公益</u>社団法人宮城県医師会</p> <p>3. <u>公益</u>社団法人宮城県トラック協会塩釜支部</p> <p>4. <u>一般</u>社団法人宮城県 <u>LP</u> ガス協会 <u>くろしおLPガス協議会</u></p> <p>5. <u>_____</u> 株式会社 <u>ミヤコーバス</u> 塩釜営業所</p> <p>(1) 災害時における緊急避難輸送<u>確保</u> (略)</p>	<p>「防災基本計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
12			

13	<p>第9. 公共的団体及び防災上重要な施設</p> <p>2. <u> </u>社団法人宮城県塩釜医師会・<u>宮城県</u>歯科医師会<u>塩釜支部</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第9. 公共的団体及び防災上重要な施設</p> <p>2. <u>公益</u>社団法人宮城県塩釜医師会・<u>一般社団法人塩釜</u>歯科医師会</p> <p><u>第10. 防災行動計画（タイムライン）の作成</u></p> <p><u>防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	--	--	-------------------------------------

第2節 気象

(略)

平成15年から23年までの平均気温は11.7℃で、夏期の最高気温は35.7℃(平成22年)、冬季の最低気温は-8.4℃(平成22年)となっている。

また、平均降水量は1,194mmであり、最大総雨量雪量は平成18年の1,529mmとなっている。

<表 気温・降雨量の推移>

	気温(℃)			降水量(mm)
	平均	最高	最低	
平成15年	11.2	33.2	-7.0	1,362
平成16年	12.1	31.3	-5.7	1,126
平成17年	11.2	33.4	-6.6	944
平成18年	11.4	32.6	-8.3	1,529
平成19年	12.1	35.1	-4.0	1,168
平成20年	11.7	33.4	-5.0	1,055
平成21年	11.9	31.3	-5.3	1,237
平成22年	12.2	35.7	-8.4	1,360
平成23年	11.8	34.6	-7.0	1,106
平成24年	11.5	33.4	-7.2	1,050
10年間の平均	11.7	33.4	-6.5	1,194

(観測地：塩釜)

第2節 気象

(略)

平成24年から令和3年までの平均気温は12.3℃で、夏期の最高気温は35.8℃(平成27年)、冬季の最低気温は-9.6℃(令和3年)となっている。

また、平均降水量は1,102mmであり、最大総雨量雪量は令和元年の1,244mmとなっている。

<表 気温・降雨量の推移>

	気温(℃)			降水量(mm)
	平均	最高	最低	
平成24年	11.5	33.4	-7.2	1,050
平成25年	11.6	35.7	-7.4	1,074
平成26年	11.8	33.4	-7.1	1,141
平成27年	12.6	35.8	-5.6	1,105
平成28年	12.5	33.8	-4.5	1,005
平成29年	11.9	34.0	-6.8	1,146
平成30年	12.6	35.0	-8.0	1,017
令和元年	12.6	34.8	-5.3	1,244
令和2年	12.8	35.8	-5.5	1,154
令和3年	12.8	34.4	-9.6	1,080
10年間の平均及び 最高、最低気温	12.3	35.8	-9.6	1,102

(観測地：塩釜)

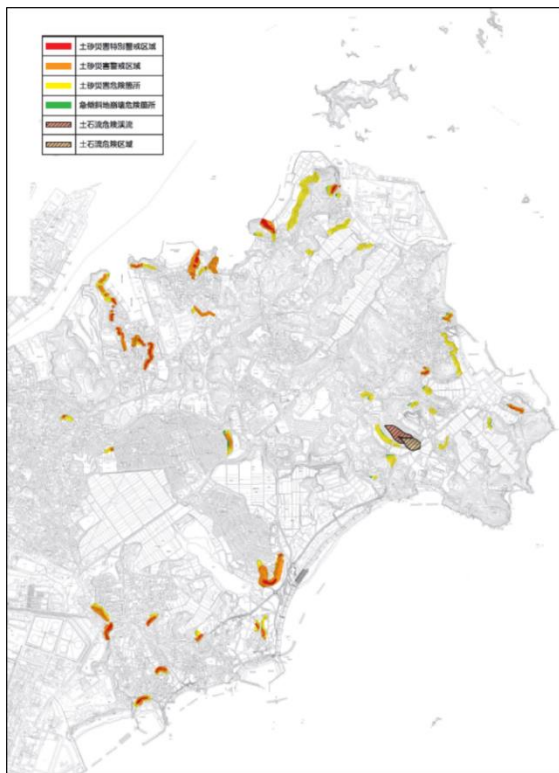
実態に合せ
修正

17 第4節 地域の危険箇所

本町__は土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域、__土砂災害__警戒区域の指定箇所はないが、花渚浜地区に土石流危険溪流及び危険区域が1ヶ所ある。主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線に危険区域がまたがっていることから、土石流到達による道路等の被害が想定される。

また、__急傾斜地崩壊危険箇所は古くからある集落の山際などに多く存在する。

18 <図：地域の危険箇所マップ>



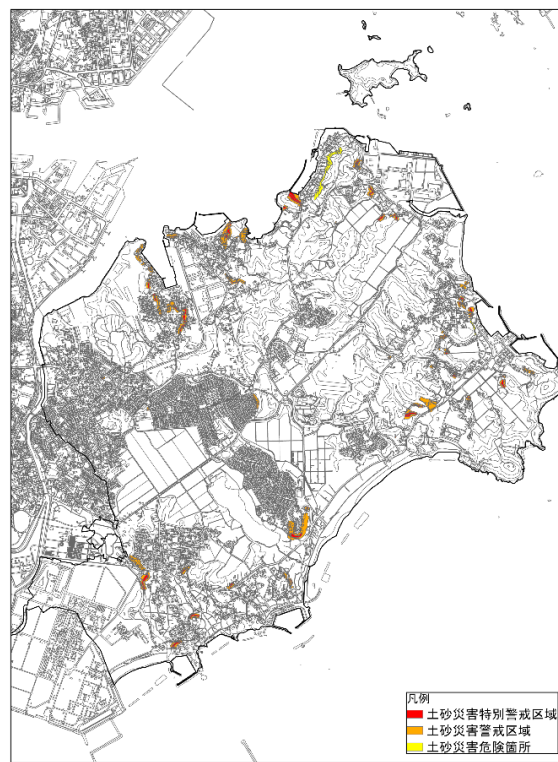
(資料：宮城県仙台土木事務所土砂災害警戒区域図データ (令和元年度時点))

第4節 地域の危険箇所

本町には土砂災害防止法に基づく土砂災害__警戒区域、及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所が43箇所あり、花渚浜地区には土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土石流）が1ヶ所ある。主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線に危険区域がまたがっていることから、土石流到達による道路等の被害が想定される。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）が42箇所ある。このほか、急傾斜地崩壊危険箇所は古くからある集落の山際などに多く存在する。

<図：地域の危険箇所マップ>



(資料：宮城県仙台土木事務所土砂災害警戒区域図データ (令和4年度時点))

実態に合せ
修正

実態に合せ
修正

第3章 社会環境

第1節 人口

本町は仙台都市圏のベッドタウンとして発展してきたが、平成12年以降は緩やかな人口減少傾向となり、東日本大震災の影響を受けてさらに減少が進み、現在の人口は 19,874人（平成25年4月1日時点）である。

一方、世帯数は緩やかな増加傾向が続いており、一世帯の世帯人員は 3.08人（平成25年4月時点）である。

なお、昼夜間人口比率は、平成22年国勢調査時点で 65.0%であり、昼間人口の割合が低い。

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の割合は減少傾向にある。一方、65歳以上の高齢者の割合は増加しており、平成22年国勢調査では県平均（22.2%）より は低いものの21.6%となっている。

このことから、本町では昼間人口が少ないため日中の住民の災害対応力が低くなる と考えられるほか、高齢者をはじめとした災害時避難行動要支援者への対応が課題である。

<表 人口・世帯の推移>

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	16,393	18,106	19,523	20,668	21,131	21,068	20,416	18,652
人口増加率	1.4%	10.4%	7.8%	5.9%	2.2%	-0.3%	-3.1%	-8.6%
世帯数	3,914	4,691	5,169	5,840	6,132	6,333	6,415	6,167
世帯増加率	6.9%	19.9%	10.2%	13.0%	5.0%	3.3%	1.3%	-3.9%
世帯人員	4.19	3.86	3.78	3.54	3.45	3.33	3.18	3.02

（資料：昭和55年～平成22年 国勢調査、平成25年 住民基本台帳（日本人及び外国人））

第3章 社会環境

第1節 人口

本町は仙台都市圏のベッドタウンとして発展してきたが、平成12年以降は緩やかな人口減少傾向となり、東日本大震災の影響を受けてさらに減少が進み、現在の人口は 18,048人（令和4年11月1日時点）である。

一方、世帯数は緩やかな増加傾向が続いており、一世帯の世帯人員は 2.64人（令和4年11月時点）である。

なお、昼夜間人口比率は、令和2年国勢調査時点で 66.2%であり、昼間人口の割合が低い。

年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口の割合は減少傾向にある。一方、65歳以上の高齢者の割合は増加しており、令和2年国勢調査では県平均（28.1%）より 高く31.2%となっている。

このことから、本町では昼間人口が少ないため日中の住民の災害対応力が低くなる ことも考えられる。

<表 人口・世帯の推移>

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口	18,106	19,523	20,668	21,131	21,068	20,416	18,652	18,132
人口増加率	10.4%	7.8%	5.9%	2.2%	-0.3%	-3.1%	-8.6%	-2.8%
世帯数	4,691	5,169	5,840	6,132	6,333	6,415	6,167	6,462
世帯増加率	19.9%	10.2%	13.0%	5.0%	3.3%	1.3%	-3.9%	4.8%
世帯人員	3.86	3.78	3.54	3.45	3.33	3.18	3.02	2.81

（資料：昭和60年～令和2年 国勢調査）

実態に合せ
修正

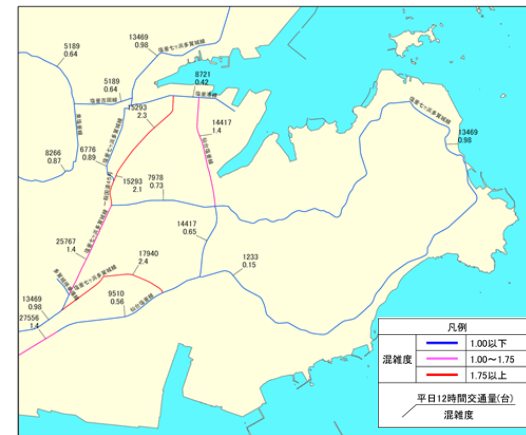
実態に合せ
修正

	<p style="text-align: center;">＜表 昼夜間人口比率＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center; color: red;">平成27年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昼間人口(A)</td> <td style="text-align: center; color: red;">12,795</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間人口(B)</td> <td style="text-align: center; color: red;">18,652</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昼夜間人口比率(A/B)</td> <td style="text-align: center; color: red;">68.6%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">(資料：国勢調査)</p>		平成27年	昼間人口(A)	12,795	夜間人口(B)	18,652	昼夜間人口比率(A/B)	68.6%	<p style="text-align: center;">＜表 昼夜間人口比率＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="text-align: center; color: red;">令和2年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昼間人口(A)</td> <td style="text-align: center; color: red;">12,006</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">夜間人口(B)</td> <td style="text-align: center; color: red;">18,132</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">昼夜間人口比率(A/B)</td> <td style="text-align: center; color: red;">66.2%</td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">(資料：国勢調査)</p>		令和2年	昼間人口(A)	12,006	夜間人口(B)	18,132	昼夜間人口比率(A/B)	66.2%																																																									
	平成27年																																																																										
昼間人口(A)	12,795																																																																										
夜間人口(B)	18,652																																																																										
昼夜間人口比率(A/B)	68.6%																																																																										
	令和2年																																																																										
昼間人口(A)	12,006																																																																										
夜間人口(B)	18,132																																																																										
昼夜間人口比率(A/B)	66.2%																																																																										
20	<p style="text-align: center;">＜図 年齢3区分別人口割合の推移＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <caption>年齢3区分別人口割合の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>15歳未満</th> <th>15～64歳</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和55年</td><td>24.0%</td><td>68.5%</td><td>7.5%</td></tr> <tr><td>昭和60年</td><td>22.7%</td><td>69.1%</td><td>8.2%</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>21.3%</td><td>69.0%</td><td>9.7%</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>19.4%</td><td>68.4%</td><td>12.2%</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>17.3%</td><td>67.6%</td><td>15.1%</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>15.6%</td><td>66.1%</td><td>18.3%</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>14.1%</td><td>64.3%</td><td>21.6%</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>12.1%</td><td>61.2%</td><td>26.6%</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">(資料：国勢調査)</p>	年	15歳未満	15～64歳	65歳以上	昭和55年	24.0%	68.5%	7.5%	昭和60年	22.7%	69.1%	8.2%	平成2年	21.3%	69.0%	9.7%	平成7年	19.4%	68.4%	12.2%	平成12年	17.3%	67.6%	15.1%	平成17年	15.6%	66.1%	18.3%	平成22年	14.1%	64.3%	21.6%	平成27年	12.1%	61.2%	26.6%	<p style="text-align: center;">＜図 年齢3区分別人口割合の推移＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <caption>年齢3区分別人口割合の推移 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>15歳未満</th> <th>15～64歳</th> <th>65歳以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>昭和60年</td><td>22.7%</td><td>69.1%</td><td>8.2%</td></tr> <tr><td>平成2年</td><td>21.3%</td><td>69.0%</td><td>9.7%</td></tr> <tr><td>平成7年</td><td>19.4%</td><td>68.4%</td><td>12.2%</td></tr> <tr><td>平成12年</td><td>17.3%</td><td>67.6%</td><td>15.1%</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>15.6%</td><td>66.1%</td><td>18.3%</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>14.1%</td><td>64.3%</td><td>21.6%</td></tr> <tr><td>平成27年</td><td>12.1%</td><td>61.2%</td><td>26.6%</td></tr> <tr><td>令和2年</td><td>10.7%</td><td>58.1%</td><td>31.2%</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">(資料：国勢調査)</p>	年	15歳未満	15～64歳	65歳以上	昭和60年	22.7%	69.1%	8.2%	平成2年	21.3%	69.0%	9.7%	平成7年	19.4%	68.4%	12.2%	平成12年	17.3%	67.6%	15.1%	平成17年	15.6%	66.1%	18.3%	平成22年	14.1%	64.3%	21.6%	平成27年	12.1%	61.2%	26.6%	令和2年	10.7%	58.1%	31.2%	実態に合せ修正
年	15歳未満	15～64歳	65歳以上																																																																								
昭和55年	24.0%	68.5%	7.5%																																																																								
昭和60年	22.7%	69.1%	8.2%																																																																								
平成2年	21.3%	69.0%	9.7%																																																																								
平成7年	19.4%	68.4%	12.2%																																																																								
平成12年	17.3%	67.6%	15.1%																																																																								
平成17年	15.6%	66.1%	18.3%																																																																								
平成22年	14.1%	64.3%	21.6%																																																																								
平成27年	12.1%	61.2%	26.6%																																																																								
年	15歳未満	15～64歳	65歳以上																																																																								
昭和60年	22.7%	69.1%	8.2%																																																																								
平成2年	21.3%	69.0%	9.7%																																																																								
平成7年	19.4%	68.4%	12.2%																																																																								
平成12年	17.3%	67.6%	15.1%																																																																								
平成17年	15.6%	66.1%	18.3%																																																																								
平成22年	14.1%	64.3%	21.6%																																																																								
平成27年	12.1%	61.2%	26.6%																																																																								
令和2年	10.7%	58.1%	31.2%																																																																								
21	<p>第2節 道路・交通状況 (略)</p> <p>平成22年度道路交通センサスによると、町内では道路の混雑度は低いですが、接続先の町外の主要道路の混雑度が高い傾向にあり、一部では慢性的な渋滞が生じている。 (略)</p>	<p>第2節 道路・交通状況 (略)</p> <p>平成27年度道路交通センサスによると、町内では道路の混雑度は低いですが、接続先の町外の主要道路の混雑度が高い傾向にあり、一部では慢性的な渋滞が生じている。 (略)</p>	実態に合せ修正																																																																								

<図：町内及び周辺部の道路混雑状況>



<図：町内及び周辺部の道路混雑状況>



22 第3節 土地利用
(略)

宅地は田畑の減少と反比例して平成11年頃まで増加傾向にあつたが、以降は概ね390ha前後で推移している。

第3節 土地利用
(略)

宅地は田畑の減少と反比例して_____増加傾向にあり、近年は概ね400ha前後で推移している。

実態に合せ修正

23 <図 地目別面積（各年1月1日現在）>

年	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
12	1,327	127	79	388	13	198	43	177	302
13	1,327	126	80	388	13	198	43	176	303
14	1,327	125	80	389	13	198	43	176	303
15	1,327	125	81	391	13	193	42	178	304
16	1,327	125	81	391	13	193	42	178	304
17	1,327	125	81	392	13	192	42	179	303
18	1,327	125	80	391	13	191	42	182	303
19	1,327	125	80	392	12	191	42	182	303
20	1,327	125	80	392	12	191	42	181	303
21	1,327	125	80	394	13	189	42	181	303
22	1,327	124	80	395	13	189	42	181	303
23	1,327	124	80	392	13	187	42	181	308
24	1,327	124	80	395	13	189	42	181	303
25	1,327	124	80	395	13	189	42	181	303
26	1,327	124	80	396	13	187	41	181	305
27	1,319	124	76	399	13	183	41	185	298
28	1,319	124	76	410	13	175	39	180	302
29	1,319	122	76	410	13	172	39	184	303
30	1,319	122	75	403	13	172	39	184	311

(資料：税務課「概要調書」第2表)

<図 地目別面積（各年1月1日現在）>

年	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
平成14年	1,327	125	80	389	13	198	43	176	303
平成15年	1,327	125	81	391	13	193	42	178	304
平成16年	1,327	125	81	391	13	193	42	178	304
平成17年	1,327	125	81	392	13	192	42	179	303
平成18年	1,327	125	80	391	13	191	42	182	303
平成19年	1,327	125	80	392	12	191	42	182	303
平成20年	1,327	125	80	392	12	191	42	181	303
平成21年	1,327	125	80	394	13	189	42	181	303
平成22年	1,327	124	80	395	13	189	42	181	303
平成23年	1,327	124	80	392	13	187	42	181	308
平成24年	1,327	124	80	395	13	189	42	181	303
平成25年	1,327	124	80	395	13	189	42	181	303
平成26年	1,327	124	80	396	13	187	41	181	305
平成27年	1,319	124	76	399	13	183	41	185	298
平成28年	1,319	124	76	410	13	175	39	180	302
平成29年	1,319	122	76	410	13	172	39	184	303
平成30年	1,319	122	75	403	13	172	39	184	311
令和元年	1,319	124	74	397	13	172	39	183	317
令和2年	1,319	124	66	402	13	171	45	175	323
令和3年	1,319	124	65	400	13	170	46	177	324

(資料：税務課「概要調書」第2表)

実態に合せ修正

25	第4章 災害履歴			第4章 災害履歴			記述の適正化
	第1節 地震・津波			第1節 地震・津波			
	年 月 日	種 別	概 要	年 月 日	種 別	概 要	
	平成20(2008)年 6月16日	地震	<p><岩手・宮城内陸地震></p> <p>午前8時43分発生</p> <p>宮城県：最大震度6強の地震を観測。死者10人、行方不明者8人、負傷者390人、住宅全壊28、半壊138、一部損壊1,607 その他ライフライン施設、公共施設に被害が発生した。</p> <p>本町内では、被害はなかったものの、栗原市花山において、本町の住民2名が土砂崩れに巻き込まれ行方不明、死亡と認定された。</p>	平成20(2008)年 6月14日	地震	<p><岩手・宮城内陸地震></p> <p>午前8時43分発生</p> <p>宮城県：最大震度6強の地震を観測。死者10人、行方不明者8人、負傷者390人、住宅全壊28、半壊138、一部損壊1,607 その他ライフライン施設、公共施設に被害が発生した。</p> <p>本町内では、被害はなかったものの、栗原市花山において、本町の住民2名が土砂崩れに巻き込まれ行方不明、死亡と認定された。</p>	
26	平成23(2011)年 3月11日	地震 津波	<p>1 東日本大震災による被災情報 (新設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 60名 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 12名 七ヶ浜町内で死亡が確認され、現在、身元不明の方 2名 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 34名 <p>計 108名</p> <p>・七ヶ浜町民の安否不明者 2名</p> <p>・東日本大震災に伴う関連死 3名</p> <p>2 住家被害情報 (平成27年7月15日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全 壊 674世帯 大規模半壊 237世帯 半 壊 413世帯 一部損壊 2,605世帯 	平成23(2011)年 3月11日	地震 津波	<p>1 東日本大震災による被災情報</p> <p>2 東日本大震災の余震による被災情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 60名 七ヶ浜町内で死亡が確認された、七ヶ浜町外の方 12名 七ヶ浜町内で死亡が確認された、現在、身元不明の方 2名 七ヶ浜町外で死亡が確認された、七ヶ浜町民の方 34名 <p>計 108名</p> <p>・七ヶ浜町民の安否不明者 2名</p> <p>・東日本大震災に伴う関連死 3名</p> <p>3 住家被害情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 全 壊 674世帯 大規模半壊 237世帯 半 壊 413世帯 一部損壊 2,605世帯 	
	(追加)			平成23(2011)年 4月7日			

	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月 日</th> <th>種 別</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>令和元(2019)年 10月12～13日</u></td> <td><u>台 風</u></td> <td><u>10月6日に南鳥島近海で発生し、大型で猛烈な勢力に発達した後、本町へ接近し家屋被害や土砂崩れ等が発生した。本町での被害は、全壊1棟、床上浸水1棟、床下浸水1棟、住宅の一部損壊が7棟のほか、道路冠水5箇所、土砂崩れ9箇所の被害を受けた</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	年 月 日	種 別	概 要	<u>令和元(2019)年 10月12～13日</u>	<u>台 風</u>	<u>10月6日に南鳥島近海で発生し、大型で猛烈な勢力に発達した後、本町へ接近し家屋被害や土砂崩れ等が発生した。本町での被害は、全壊1棟、床上浸水1棟、床下浸水1棟、住宅の一部損壊が7棟のほか、道路冠水5箇所、土砂崩れ9箇所の被害を受けた</u>			<u>(追加)</u>			<u>(追加)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月 日</th> <th>種 別</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和3(2021)年 2月13日</u></td> <td><u>地 震</u></td> <td><u>福島県沖：死者3名、負傷者187名、(消防庁による：2022年11月現在)最大震度6強(蔵王町)、震度6弱を県内6市町で観測 本町では、人的被害はないものの、住宅一部損壊187棟、準半壊1棟のほか、各公共施設、文教施設等に被害が発生した。</u></td> </tr> <tr> <td><u>令和4(2022)年 3月16日</u></td> <td><u>地 震</u></td> <td><u>福島県沖：死者4名、負傷者251名、(消防庁による：2022年11月現在)最大震度6強(登米市、蔵王町) 本町では、死者1名(災害関連死)、軽症者1名の人的被害のほか、住家一部破損109の被害が発生した。また各公共施設、文教施設等に被害が発生した。</u></td> </tr> </tbody> </table>	年 月 日	種 別	概 要			<u>(削除)</u>	<u>令和3(2021)年 2月13日</u>	<u>地 震</u>	<u>福島県沖：死者3名、負傷者187名、(消防庁による：2022年11月現在)最大震度6強(蔵王町)、震度6弱を県内6市町で観測 本町では、人的被害はないものの、住宅一部損壊187棟、準半壊1棟のほか、各公共施設、文教施設等に被害が発生した。</u>	<u>令和4(2022)年 3月16日</u>	<u>地 震</u>	<u>福島県沖：死者4名、負傷者251名、(消防庁による：2022年11月現在)最大震度6強(登米市、蔵王町) 本町では、死者1名(災害関連死)、軽症者1名の人的被害のほか、住家一部破損109の被害が発生した。また各公共施設、文教施設等に被害が発生した。</u>	記述の適正化
年 月 日	種 別	概 要																									
<u>令和元(2019)年 10月12～13日</u>	<u>台 風</u>	<u>10月6日に南鳥島近海で発生し、大型で猛烈な勢力に発達した後、本町へ接近し家屋被害や土砂崩れ等が発生した。本町での被害は、全壊1棟、床上浸水1棟、床下浸水1棟、住宅の一部損壊が7棟のほか、道路冠水5箇所、土砂崩れ9箇所の被害を受けた</u>																									
		<u>(追加)</u>																									
		<u>(追加)</u>																									
年 月 日	種 別	概 要																									
		<u>(削除)</u>																									
<u>令和3(2021)年 2月13日</u>	<u>地 震</u>	<u>福島県沖：死者3名、負傷者187名、(消防庁による：2022年11月現在)最大震度6強(蔵王町)、震度6弱を県内6市町で観測 本町では、人的被害はないものの、住宅一部損壊187棟、準半壊1棟のほか、各公共施設、文教施設等に被害が発生した。</u>																									
<u>令和4(2022)年 3月16日</u>	<u>地 震</u>	<u>福島県沖：死者4名、負傷者251名、(消防庁による：2022年11月現在)最大震度6強(登米市、蔵王町) 本町では、死者1名(災害関連死)、軽症者1名の人的被害のほか、住家一部破損109の被害が発生した。また各公共施設、文教施設等に被害が発生した。</u>																									
27	<p>第2節 風水害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月 日</th> <th>種 別</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td><u>(移動)</u></td> </tr> </tbody> </table>	年 月 日	種 別	概 要	(略)		(略)			<u>(移動)</u>	<p>第2節 風水害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 月 日</th> <th>種 別</th> <th>概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>令和元(2019)年 10月12～13日</u></td> <td><u>台 風</u></td> <td><u>10月6日に南鳥島近海で発生し、大型で猛烈な勢力に発達した後、本町へ接近し家屋被害や土砂崩れ等が発生した。 本町での被害は、全壊1棟、床上浸水1棟、床下浸水1棟、住宅の一部損壊が7棟のほか、道路冠水5箇所、土砂崩れ9箇所の被害を受けた。</u></td> </tr> </tbody> </table>	年 月 日	種 別	概 要	(略)		(略)	<u>令和元(2019)年 10月12～13日</u>	<u>台 風</u>	<u>10月6日に南鳥島近海で発生し、大型で猛烈な勢力に発達した後、本町へ接近し家屋被害や土砂崩れ等が発生した。 本町での被害は、全壊1棟、床上浸水1棟、床下浸水1棟、住宅の一部損壊が7棟のほか、道路冠水5箇所、土砂崩れ9箇所の被害を受けた。</u>	記述の適正化						
年 月 日	種 別	概 要																									
(略)		(略)																									
		<u>(移動)</u>																									
年 月 日	種 別	概 要																									
(略)		(略)																									
<u>令和元(2019)年 10月12～13日</u>	<u>台 風</u>	<u>10月6日に南鳥島近海で発生し、大型で猛烈な勢力に発達した後、本町へ接近し家屋被害や土砂崩れ等が発生した。 本町での被害は、全壊1棟、床上浸水1棟、床下浸水1棟、住宅の一部損壊が7棟のほか、道路冠水5箇所、土砂崩れ9箇所の被害を受けた。</u>																									

28	<p style="text-align: center;">第5章 被害想定</p> <p>第1節 地震被害想定</p> <p>宮城県__は、これまで被害想定調査に基づき県地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災<u>を受け</u>、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努めるとしている。<u>しかし、被害想定は今後実施するとしており、想定する被害については明らかになっていない。</u></p> <p>このような中、想定される地震と目標について、_____次の考え方を示している。</p> <p>第1. 宮城県が示した想定地震の考え方 (略) <u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 被害想定</p> <p>第1節 地震被害想定</p> <p>宮城県<u>では</u>、これまで被害想定調査に基づき県地域防災計画の修正を実施してきたが、東日本大震災<u>では、国内観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大地震とそれにより引き起こされた巨大津波により、甚大な被害が発生した。このため</u>、今後の地震対策において想定される地震を新たに設定し、その対策に努めるとしている。_____</p> <p>このような中、想定される地震と目標について、<u>宮城県は</u>次の考え方を示している。</p> <p>第1. 宮城県が示した想定地震の考え方 (略) <u>なお、宮城県の第五次地震被害想定調査については、令和3年度から着手しており、令和5年度に完了する見込みである。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	--	--	-----------------------

第2節 津波被害想定

地震被害想定と同様に、県は考え方のみを示している。

第1. 宮城県が示した想定津波の考え方

<u>想定される津波</u>	<u>考え方</u>
<u>1 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波</u>	<u>あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波を想定し、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段をつくした総合的な津波対策を確立する。</u>
<u>2 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波</u>	<u>人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。</u>
<u>3 津波地震や遠地津波</u>	<u>必ずしも揺れの大きい地震を伴わない津波に対し、「最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、大きな被害をもたらす津波」と同様、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設を整備し、津波からの防護を図る。</u>

資料：宮城県地域防災計画

第2節 津波被害想定

(削除)

第1. 宮城県が示した想定津波の考え方

県は令和4年5月に、新たな津波浸水想定を公表しており、過去に宮城県沿岸に來襲した既往津波の高さと、今後宮城県沿岸に來襲する可能性のある想定津波の高さを整理した上で、宮城県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波として、以下の3つの津波モデルを設定している。

- 東北地方太平洋沖地震モデル [内閣府] (平成24年3月公表)
- 千島海溝 (十勝・根室沖) モデル [内閣府] (令和2年4月公表)
- 日本海溝 (三陸・日高) モデル [内閣府] (令和2年4月公表)

<図：最大クラスの津波の波源位置図>



(資料:宮城県津波浸水想定)

「宮城県津波浸水想定」の修正

第2. 七ヶ浜町の想定津波の考え方
(略)

津波レベル	説明	防災・減災の考え
発生頻度の高い津波 <u>(津波レベル1)</u>	<u>数十年～百数十年単位で発生する比較的高い津波を想定(明治三陸津波など)</u>	津波シミュレーション結果に基づく、海岸保全施設の整備により人命と財産、地域経済活動の安定化などを図ります。(宮城県設定の計画堤防高)
<u>既往最大津波(津波レベル2)</u>	発生頻度は少ないものの数百年～千年単位で発生する最大クラスの津波を想定(貞観津波や今回の東北地方太平洋沖地震による津波など)	海岸保全施設のみで対応できない津波に対し、海岸防災林の整備による津波減衰対策に加え、避難することを軸とし、人命を守ることを最優先に土地利用と避難計画が一体となったルールを設定します。 本町では、今次津波再現計算による津波シミュレーション結果に基づき、土地利用を業務系・居住系・公共系の各エリアに大別し、居住系エリアについては、災害危険区域(建築基準法第39条)の指定により、居住用の建物が建てられない場所として設定します。
<u>最悪津波</u>	<u>既往最大津波に東北地方太平洋沖地震と同様の地盤沈下と朔望満潮時であった条件を追加した津波を想定</u>	<u>何としましても人命を守るための最悪想定津波として設定します。</u>

資料：七ヶ浜町避難計画

第2. 七ヶ浜町の想定津波の考え方
(略)

津波レベル	説明	防災・減災の考え
発生頻度の高い津波	<u>最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波(数十年から百数十年の頻度)</u>	<u>人命・住民財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備し、津波からの防護を図る。</u>
<u>最大クラスの津波</u>	<u>発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波(3つのモデルを設定した最大クラスの津波に東北地方太平洋沖地震と同様の地盤沈下と朔望満潮時であった条件を追加した津波を想定)</u>	<u>住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策を確立していく。(何としましても人命を守るため、考え得る悪条件が重なる状況にて発生するという極めて稀な条件として、地震発生とともに地盤が沈下すること、津波発生時の潮位が満潮であること、津波が越流すると防潮堤が破壊されることなどの条件を想定します。)</u>
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

(資料：七ヶ浜町避難計画)

「宮城県津波浸水想定」の修正

31	<p>第3節 風水害等による被害 (略)</p> <p style="text-align: center;"><表：想定される地震と選択の考え方></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">想定される被害</th> <th>選択の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 風水害</td> <td rowspan="2">町内に河川はないため、洪水発生の可能性はないが、台風等による高潮・波浪等災害の可能性を想定することが考えられる。</td> </tr> <tr> <td>2 高潮、波浪等災害</td> </tr> <tr> <td>3 土砂災害</td> <td>町内で指定されている、土石流危険渓流_____ からの土石流及び急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊_____ _____ の可能性を想定することが考えられる。</td> </tr> <tr> <td>4 風雪害</td> <td>風雪に伴う道路交通障害等を想定することが考えられる。</td> </tr> <tr> <td>5 農林水産業災害</td> <td>洪水、土砂災害、湛水等による被害の可能性を想定することが考えられる。</td> </tr> <tr> <td>6 竜巻災害</td> <td>災害対策基本法の改正にあわせ、竜巻災害の可能性を想定することが考えられる。</td> </tr> </tbody> </table>	想定される被害	選択の考え方	1 風水害	町内に河川はないため、洪水発生の可能性はないが、台風等による高潮・波浪等災害の可能性を想定することが考えられる。	2 高潮、波浪等災害	3 土砂災害	町内で指定されている、土石流危険渓流_____ からの土石流及び急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊_____ _____ の可能性を想定することが考えられる。	4 風雪害	風雪に伴う道路交通障害等を想定することが考えられる。	5 農林水産業災害	洪水、土砂災害、湛水等による被害の可能性を想定することが考えられる。	6 竜巻災害	災害対策基本法の改正にあわせ、竜巻災害の可能性を想定することが考えられる。	<p>第3節 風水害等による被害 (略)</p> <p style="text-align: center;"><表：災害種別と想定される被害></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">災害種別</th> <th>想定される被害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 風水害</td> <td rowspan="2">町内に河川はないため、洪水発生の可能性はないが、台風等による高潮・波浪等災害の可能性を想定することが考えられる。</td> </tr> <tr> <td>2 高潮、波浪等災害</td> </tr> <tr> <td>3 土砂災害</td> <td>町内で指定されている、土石流危険渓流及び土石流危険区域からの土石流____、急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊、または土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において土石流や急傾斜地の崩壊の可能性を想定することが考えられる。</td> </tr> <tr> <td>4 風雪害</td> <td>風雪に伴う道路交通障害等を想定することが考えられる。</td> </tr> <tr> <td>5 農林水産業災害</td> <td>洪水、土砂災害、湛水等による被害の可能性を想定することが考えられる。</td> </tr> <tr> <td>6 竜巻災害</td> <td>災害対策基本法の改正にあわせ、竜巻災害の可能性を想定することが考えられる。</td> </tr> </tbody> </table>	災害種別	想定される被害	1 風水害	町内に河川はないため、洪水発生の可能性はないが、台風等による高潮・波浪等災害の可能性を想定することが考えられる。	2 高潮、波浪等災害	3 土砂災害	町内で指定されている、土石流危険渓流及び土石流危険区域からの土石流____、急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊、または土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において土石流や急傾斜地の崩壊の可能性を想定することが考えられる。	4 風雪害	風雪に伴う道路交通障害等を想定することが考えられる。	5 農林水産業災害	洪水、土砂災害、湛水等による被害の可能性を想定することが考えられる。	6 竜巻災害	災害対策基本法の改正にあわせ、竜巻災害の可能性を想定することが考えられる。	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
想定される被害	選択の考え方																												
1 風水害	町内に河川はないため、洪水発生の可能性はないが、台風等による高潮・波浪等災害の可能性を想定することが考えられる。																												
2 高潮、波浪等災害																													
3 土砂災害	町内で指定されている、土石流危険渓流_____ からの土石流及び急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊_____ _____ の可能性を想定することが考えられる。																												
4 風雪害	風雪に伴う道路交通障害等を想定することが考えられる。																												
5 農林水産業災害	洪水、土砂災害、湛水等による被害の可能性を想定することが考えられる。																												
6 竜巻災害	災害対策基本法の改正にあわせ、竜巻災害の可能性を想定することが考えられる。																												
災害種別	想定される被害																												
1 風水害	町内に河川はないため、洪水発生の可能性はないが、台風等による高潮・波浪等災害の可能性を想定することが考えられる。																												
2 高潮、波浪等災害																													
3 土砂災害	町内で指定されている、土石流危険渓流及び土石流危険区域からの土石流____、急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊、または土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域において土石流や急傾斜地の崩壊の可能性を想定することが考えられる。																												
4 風雪害	風雪に伴う道路交通障害等を想定することが考えられる。																												
5 農林水産業災害	洪水、土砂災害、湛水等による被害の可能性を想定することが考えられる。																												
6 竜巻災害	災害対策基本法の改正にあわせ、竜巻災害の可能性を想定することが考えられる。																												
33	<p>第4節 原子力発電所事故に起因する被害 第3. 緊急事態における判断基準</p> <p>_____ 緊急事態の初期対応段階では、迅速な意思決定ができるよう以下の判断基準に基づき意思決定を行う。</p> <p>1. 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level） 初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するため、原子力施設の状況に応じた緊急事態区分を設定し、各機関は当該区分に応じた対応を行う_____。</p> <p>(略)</p>	<p>第4節 原子力発電所事故に起因する被害 第3. 緊急事態における判断基準</p> <p>原子力事業者及び防災関係機関は、緊急事態の初期対応段階において、迅速な防護措置等を実施できるような判断基準に基づき意思決定を行う。</p> <p>1. 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level） 初期対応段階における避難等の予防的防護措置を確実に開始するため、_____ 緊急事態区分を設定し、原子力事業者及び防災関係機関は当該区分に応じた対応を行うものとする。緊急事態区分と原災法の枠組み等との関係は表のとおり。</p> <p>(略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																										

<表：緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係>

緊急事態区分	概要	原災法等との関係
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急なものではないが、 <u>異常事象の発生又はそのおそれがあるため、比較的時間を要する防護措置の準備に着手する</u> 段階	警戒事象に対応
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、 <u>緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する</u> 段階	特定事象に対応 (原災法第10条)
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性の高い事象が生じたため、 <u>確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する</u> 段階	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)

<表：緊急事態区分と原災法等の枠組みとの関係>

緊急事態区分	概要	原災法等との関係
警戒事態 (Alert)	公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急なものではないが、 <u>原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング(※1)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(※2)を対象とした避難等の予防的防護措置の準備を開始する</u> 段階	警戒事象に対応
施設敷地緊急事態 (Site Area Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、 <u>原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の予防的防護措置の準備を開始する</u> 段階	特定事象に対応 (原災法第10条)
全面緊急事態 (General Emergency)	公衆に放射線による影響をもたらす可能性の高い事象が生じたため、 <u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する</u> 段階	原子力緊急事態に対応 (原災法第15条)

※1 放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。

※2 施設敷地緊急事態要避難者とは、PAZ内の住民等であって、施設敷地緊急事態の段階で避難等の予防的防護措置を実施すべき者として次に掲げる者をいう。

イ 要配慮者（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15項に規定する要配慮者をいう。以下同じ。）（ロ又はハに該当する者を除く。）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかる者

ロ 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要のある者

「宮城県
地域防災
計画」の修
正

<p>2. 運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）</p> <p><u>環境への放射性物質の放出後</u>、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置に係る判断基準で、空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で設定される<u>こととなる</u>。</p> <p>第4. 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>1. 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲基準</p> <p><u>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等</u>、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を<u>ふま</u>え、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定める<u>ものとする</u>。【原子力発電所の場合】</p> <p>実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone、概ね 5km) ・ 緊急防護措置を準備する区域。 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone、概ね 30km) ・ <u>プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域</u> (P P A : Plume Protection Planning Area、概ね 30km 以遠) </div> <p><u>2. プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域</u></p> <p><u>P P A については、原子力規制委員会では、P P A の甲状腺被ばく対策の今後の検討について、以下のように示している。</u></p> <p><u>「U P Z 外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つま</u></p>	<p>2. 運用上の介入レベル（O I L : Operational Intervention Level）</p> <p><u>防災関係機関は、環境への放射性物質の放出後において</u>、主に確率的影響のリスクを低減するための防護措置に係る判断基準で<u>として</u>、空間放射線線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の環境において計測可能な値で設定された<u>運用上の介入レベルに基づき防護措置を行うものとする</u>。</p> <p>第4. 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域の範囲</p> <p>1. 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲基準</p> <p><u>防災関係機関が</u>防災資機材、モニタリング設備、非常用通信機器等の整備、避難計画等の策定等<u>を行う</u>原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲については、原子力災害対策指針において示されている目安を<u>踏ま</u>え、施設の特性、行政区画、地勢等地域に固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案し、具体的な地域を定める<u>こととされている</u>。【原子力発電所の場合】</p> <p>実施すべき対策の内容に応じて、以下に示す基準をもとに地域の範囲を定める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防的防護措置を準備する区域 (P A Z : Precautionary Action Zone、概ね 5km) ・ 緊急防護措置を準備する区域。 (U P Z : Urgent Protective Action Planning Zone、概ね 30km) <u>(削除)</u> </div> <p><u>(削除)</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>原子力災害対策指針の反映</p>
---	--	---

35	<p><u>り、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。プルーム通過時の防護措置としては、主に放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避が挙げられるが、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。」</u></p> <p><u>なお、原子力規制委員会では、PPAの具体的な範囲については、今後、国際的議論の経過を踏まえつつ検討することとなり、原子力災害対策指針に記載される予定である。</u></p> <p><u>3. 本町における原子力災害対策を重点的に実施すべき地域</u></p> <p><u>本町は、UPZの30km内には該当しないが、約40～50km圏内とUPZの外縁に位置している。しかしながら、東日本大震災の時には福島第1原子力発電所から40kmはなれた飯舘村までプルームが到達し、福島県内の他の市町村と比較しても高い放射能汚染濃度が観測され、計画的避難区域に設定された<u>ことを勘案し、町内全域をPPAとして想定する。</u></u></p> <p><u>なお、本町はPPAとしての体制整備、情報収集、モニタリング、広域避難・避難受入れ対策に加えて、風評被害等の対策実施を想定する。</u></p>	<p><u>2. 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置</u></p> <p><u>この考え方を踏まえた場合、本町は、UPZの30km内には該当しないが、約40～50km圏内とUPZの外縁に位置している。しかしながら、東日本大震災の時には福島第1原子力発電所から40kmはなれた飯舘村までプルームが到達し、福島県内の他の市町村と比較しても高い放射能汚染濃度が観測され、計画的避難区域に設定された</u></p> <p><u>。</u></p> <p><u>防災関係機関は、放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外において緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、OIL（運用上の介入レベル）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施する。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	---	--	-----------------------